

授業料未納による除籍の取扱いに関する申合せ

〔平成19年2月27日〕  
制 定

- 第1 この申合せは、授業料未納による除籍の取扱いに関し、必要な事項を定める。
- 第2 授業料未納による除籍の場合は、当該学期の授業科目の登録を取り消し、単位の修得を認めない（研究生にあっては当該期間を研究期間と認めない）。
- 第3 最終学年の授業料については、学部にあつては9月卒業生、また大学院にあつては9月修了生は8月末日までに、学部にあつては3月卒業生、大学院にあつては3月修了生は2月末日までに納付しない場合は除籍とする。
- 第4 最終学年以外の学生の授業料については、前学期は9月末日、後学期は3月末日までに納付しない者は除籍とする。
- 第5 研究生の授業料については、在学予定期間末日まで（ただし、在学予定期間が6月以上であるときは、入学後6月以内）に納付しないものは除籍とする。
- 第6 授業料未納により除籍された者は、次学期の再入学を認めない。

※最終学年は、除籍についての申合せの4による。

附 則（平成19年2月27日）

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月27日）

この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月16日）

この申合せは、平成22年2月16日から施行する。